

市区町村別集計項目(推進体制等)

長崎県	
市区町村数	21

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称		問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係
					13	16	5				21				
42	201	長崎市	長崎市民生活部人権男女共同参画室	1	1	1	1	長崎市男女共同参画推進条例	2002年9月25日	2002年10月1日		第3次長崎市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1
42	202	佐世保市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例	2006年3月2日	2006年3月2日		第4次佐世保市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
42	203	島原市	市民協働課	1	2	1	1				0	第3次島原市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1
42	204	諫早市	人権・男女参画課	1	1	1	1	諫早市男女共同参画推進条例	2013年6月28日	2013年7月1日		第3次諫早市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
42	205	大村市	男女いきいき推進課(男女共同参画推進センター)	1	1	1	1				0	第5期おおむら男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
42	207	平戸市	総務部総務課行政班	1	2	0	1				0	平戸市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
42	208	松浦市	総務課	1	1	0	1				0	第3次松浦市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
42	209	対馬市	総務課	1	2	0	1				0	第4次対馬市男女共同参画計画	2022年3月1日 ~ 2027年2月28日	1	1
42	210	壱岐市	政策企画課	1	2	1	1				0	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
42	211	五島市	市民生活部市民課	1	2	1	1	五島市附属機関の設置等に関する条例	2021年9月30日	2021年10月1日		第4次五島市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1
42	212	西海市	市民課	1	2	1	1					第2次西海市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
42	213	雲仙市	雲仙市地域振興部地域づくり推進課	1	2	1	1	雲仙市男女共同参画推進条例	2021年12月27日	2021年12月27日		第4次雲仙市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
42	214	南島原市	市民課	1	2	1	1				0	第4次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
42	307	長与町	政策企画課	1	2	1	1				0	長与町第4次男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
42	308	時津町	企画財政課	1	2	1	1				0	第3次時津町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
42	321	東彼杵町	総務課	1	2	0	0				0	東彼杵町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1
42	322	川棚町	総務課	1	2	0	0				0	川棚町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
42	323	波佐見町	企画情報課	1	2	0	0				0	第3次波佐見町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
42	383	小値賀町	総務課	1	2	0	0				0	(第4次小値賀町総合計画(後期基本計画))	2019年4月 ~ 2024年3月	0	0
42	391	佐々町	総務課	1	2	1	1				0	第3次佐々町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
42	411	新上五島町	総務課	1	2	0	0				2	新上五島町第3次男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他			
			5								0	5	4	1	0	4	1	0
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	アマランス	850-0874	長崎県長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階	095-826-0018	095-826-2244	https://ngs-shiminkaikan.jp		○		○				○	
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	スピカ	857-0863	長崎県佐世保市三浦町2番3号 アルカスSA SEBO2階	0956-23-3828	0956-23-3880	http://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/jinken/spica.html		○	○				○		
42	203	島原市																
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	ひと・ひと	854-0016	長崎県諫早市高城町5-25 高城会館2階	0957-24-1580	0957-22-9145	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/40/		○	○				○		
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	ハートパル	856-0832	長崎県大村市本町458番地2 プラットおおむら4階	0957-54-8715	0957-54-8700	https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html		○	○				○		
42	207	平戸市																
42	208	松浦市																
42	209	対馬市																
42	210	壱岐市																
42	211	五島市																
42	212	西海市																
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター		859-1107	長崎市雲仙市吾妻町牛口名714	0957-47-7805	0957-38-2755	https://www.city.unzen.nagasaki.jp/list00843.html		○	○				○		
42	214	南島原市																
42	307	長与町																
42	308	時津町																
42	321	東彼杵町																
42	322	川棚町																
42	323	波佐見町																
42	383	小値賀町																
42	391	佐々町																
42	411	新上五島町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	5	3	4	0	4	2	0	2	
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	2002年10月1日	5	4	9,026	○	○	○	○		○	○			幼児室・授乳室の設置、センター主催講座における一時保育の実施
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	2001年3月1日	3	2	3,797	○	○		○						
42	203	島原市			0	0	0										
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	2004年11月1日	4	1	9,023	○	○	○	○		○	○			
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	3	4	9,086	○	○	○	○		○			○	
42	207	平戸市			0	0	0										
42	208	松浦市			0	0	0										
42	209	対馬市			0	0	0										
42	210	壱岐市			0	0	0										
42	211	五島市			0	0	0										
42	212	西海市			0	0	0										
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター	2007年4月1日	3	0	549	○	○				○			○	
42	214	南島原市			0	0	0										
42	307	長与町			0	0	0										
42	308	時津町			0	0	0										
42	321	東彼杵町			0	0	0										
42	322	川棚町			0	0	0										
42	323	波佐見町			0	0	0										
42	383	小値賀町			0	0	0										
42	391	佐々町			0	0	0										
1	411	新上五島町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			7			13	0	0.0	16	1	6.3	8	0	0.0	7	0	0.0	4,225	214	5.1
42	201	長崎市	1999年9月6日	ながさき男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							952	102	10.7
42	202	佐世保市	2001年10月2日	男女共同参画都市させぼ宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							610	34	5.6
42	203	島原市	2016年8月5日	女性活躍推進宣言	1	1		0.0	1		0.0							223	7	3.1
42	204	諫早市				1	0	0.0	2	1	50.0							225	4	1.8
42	205	大村市				1	0	0.0	1	0	0.0							169	12	7.1
42	207	平戸市	2022年1月19日	イクボス宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							163	1	0.6
42	208	松浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	7	4.9
42	209	対馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	2	1.1
42	210	壱岐市	2016年8月16日	女性活躍推進宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							238	4	1.7
42	211	五島市				1	0	0.0	1	0	0.0							231	9	3.9
42	212	西海市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	1	1.2
42	213	雲仙市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	5	2.1
42	214	南島原市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	8	1.9
42	307	長与町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	5	9.8
42	308	時津町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
42	321	東彼杵町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
42	322	川棚町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	3	8.3
42	323	波佐見町	2006年6月1日	男女共同参画のまち宣言	1							1	0	0.0	0	0		22	0	0.0
42	383	小値賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
42	391	佐々町	2020年2月13日	ながさき結婚・子育て応援宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	32	2	6.3
42	411	新上五島町										1	0	0.0	1	0	0.0	114	8	7.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												調査 時点 コード	問11-2 その他	問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査 時点 コード	問11-5 その他										
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査 時点 コード	その他	防災 部局 職員 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数			女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)														
		管理職 総数	うち 管理 職数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 管理 職数	女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)												課長 補佐 相当 職	うち 女性 数			女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)
		1,316	160	12.2	1,048	107	10.2	222	13	5.9	194	12	6.2	157	19	12.1	132	15	11.4	937	128	13.7	722	80	11.1												1,278	239			18.7	985	168	17.1	2,784	812	29.2	2,027	537	26.5
42 201	長崎市	260	33	12.7	218	27	12.4	45	2	4.4	41	2	4.9	36	9	25.0	27	7	25.9	179	22	12.3	150	18	12.0	41	4	9.8	35	3	8.6	369	73	19.8	324	59	18.2	1		11	0	0.0	3	0	0.0	1				
42 202	佐世保市	205	21	10.2	152	13	8.6	26	2	7.7	23	2	8.7	57	8	14.0	45	6	13.3	122	11	9.0	84	5	6.0	243	32	13.2	152	18	11.8	834	286	34.3	506	177	35.0	1		9	1	11.1	5	0	0.0	1				
42 203	島原市	41	4	9.8	35	3	8.6	9	0	0.0	9	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	25	4	16.0	19	3	15.8	34	3	8.8	29	2	6.9	184	52	28.3	149	36	24.2	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1				
42 204	諫早市	116	9	7.8	96	6	6.3	12	2	16.7	12	2	16.7	27	1	3.7	25	1	4.0	77	6	7.8	59	3	5.1	93	19	20.4	70	13	18.6	220	76	34.5	162	52	32.1	1		9	2	22.2	2	0	0.0	1				
42 205	大村市	91	17	18.7	68	11	16.2	15	2	13.3	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	76	15	19.7	57	10	17.5	79	15	19.0	48	8	16.7	94	31	33.0	74	23	31.1	1		9	1	11.1	0	0	0.0	1				
42 207	平戸市	68	12	17.6	38	2	5.3	25	1	4.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	43	11	25.6	20	1	5.0	28	9	32.1	15	5	33.3	130	37	28.5	81	16	19.8	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1				
42 208	松浦市	35	4	11.4	26	3	11.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	4	11.4	26	3	11.5	64	17	26.6	44	9	20.5	86	22	25.6	56	16	28.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 209	対馬市	83	7	8.4	61	5	8.2	15	0	0.0	12	0	0.0	20	1	5.0	18	1	5.6	48	6	12.5	31	4	12.9	93	12	12.9	71	8	11.3	75	12	16.0	59	11	18.6	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 210	香岐市	62	10	16.1	45	5	11.1	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	53	10	18.9	38	5	13.2	43	7	16.3	27	3	11.1	87	34	39.1	40	9	22.5	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 211	五島市	41	2	4.9	33	2	6.1	8	1	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	33	1	3.0	26	1	3.8	40	8	20.0	33	7	21.2	163	25	15.3	120	15	12.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 212	西海市	48	4	8.3	35	3	8.6	14	1	7.1	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	34	3	8.8	23	2	8.7	79	21	26.6	57	14	24.6	59	22	37.3	44	16	36.4	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 213	雲仙市	57	3	5.3	57	3	5.3	15	0	0.0	15	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	34	3	8.8	34	3	8.8	165	37	22.4	165	37	22.4	68	16	23.5	68	16	23.5	1		9	0	0.0	2	0	0.0	1				
42 214	南島原市	49	4	8.2	49	4	8.2	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	4	10.0	40	4	10.0	122	22	18.0	122	22	18.0	100	23	23.0	100	23	23.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 307	長与町	36	10	27.8	30	7	23.3	10	2	20.0	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	26	8	30.8	21	5	23.8	25	11	44.0	21	9	42.9	33	13	39.4	24	7	29.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 308	時津町	27	5	18.5	21	3	14.3	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	5	23.8	16	3	18.8	26	4	15.4	17	1	5.9	33	16	48.5	24	9	37.5	1		9	2	22.2	1	0	0.0	1				
42 321	東彼杵町	11	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	11	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	27	9	33.3	27	9	33.3	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1				
42 322	川棚町	13	2	15.4	11	1	9.1	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	11	2	18.2	9	1	11.1	8	3	37.5	7	3	42.9	24	8	33.3	19	5	26.3	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1				
42 323	波佐見町	14	2	14.3	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	12	2	16.7	10	2	20.0	7	1	14.3	53	21	39.6	39	14	35.9	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1				
42 383	小値賀町	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	9	1	11.1	8	0	0.0	22	7	31.8	16	4	25.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1				
42 391	佐々町	18	4	22.2	15	3	20.0	3	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	14	4	28.6	11	3	27.3	13	2	15.4	11	1	9.1	19	6	31.6	14	3	21.4	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1				
42 411	新上五島町	31	7	22.6	25	4	16.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	7	22.6	25	4	16.0	56	9	16.1	39	3	7.7	104	23	22.1	81	17	21.0	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1				

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
							問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
							1の合計	7	21	0	21	0		21						21	18						
							2の合計	4	0	19	0			21						0	2						
							3の合計	2	0	2				0						0	0						
							4の合計	8	0	0				0						0	0						
						42 201	長崎市	1	長崎市職員旧姓使用要綱 第3条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により申請があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	長崎市議会	1	2	1	長崎市議会会議規則 (第1章 会議) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2章 委員会) 第78条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
						42 202	佐世保市	1	佐世保市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓を使用できる範囲) 第2条 職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。 (1) 税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (2) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (3) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合	佐世保市議会	1	2	1	佐世保市議会会議規則、佐世保市議会委員会規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、遅参若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、遅参若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
						42 203	島原市	3		島原市議会	1	2	1	島原市議会会議規則 第2条第2項及び第90条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
						42 204	諫早市	1	諫早市職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用職員は、次に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所及び金融機関その他外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) その他職務遂行上又は事務処理上、特に支障がある場合	諫早市議会	1	3	1	諫早市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
						42 205	大村市	4		大村市議会	1	3	1	大村市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、看護、介護、育児、配偶者の出産補助、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないときは遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
42	207	平戸市	1	平戸市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、平戸市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 任命権者は、旧姓を使用することにより、誤解や混乱が生じないと判断できる場合においては、これを承認するものとする。 (旧姓使用できる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用申出書) 第4条 職員は、第2条の旧姓使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申出書(様式第1号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 任命権者は、前条の申出を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属長を経て申出職員に通知するものとする。 (取消) 第6条 任命権者は、職員が承認を得て旧姓を使用している場合において、その使用により混乱が生じたときは、承認を取り消すことができる。 (中止届) 第7条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用中止届を任命権者が受理したときは、当該旧姓使用の承認はその効力を失う。 (申請の制限) 第8条 前条の規定により、旧姓使用中止届を受理された職員は、再び旧姓使用の申出をすることはできない。 (責務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用が適切に行われるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたって、常に市民又は職員等に誤解や混乱を生じないよう努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、市民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。 (その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(令和3年10月1日訓令第15号) (施行期日) 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の各訓令の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各訓令の規定による様式とみなす。 3 この訓令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。	平戸市議会	1	2	1	平戸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
42	208	松浦市	2		長崎県松浦市議会	1	2	1	松浦市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、期間については、議長が必要と認めるときは、この限りでない。	2						1	1	1	1	1	1	

都 市 市	道 区 区	府 町 町	県 村 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																		
						問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
		議 会 名		1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
42	209	対馬市	4		対馬市議会	1	2	1	対馬市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
42	210	巻崎市	1		巻崎市議会	1	2	1	巻崎市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2		
42	211	五島市	4		五島市議会	1	2	1	五島市議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	4
42	212	西海市	1		西海市議会	1	2	1	西海市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1
42	213	雲仙市	4		雲仙市議会	1	2	1	雲仙市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
42	411	新上五島町	4		新上五島町議会	1	2	1	新上五島町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊婦の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	4	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市	道 区	府 町	県 村 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
						問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
						議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメントを規定している(ハラスメント防止規定)を設けている 2. 議員向け研修を設けている 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
						0	1	3			4	2	1	0			6		
						0	3	2	3	0	3	2	3	2			15		
						0	1	16			14	3	17	0			0		
						21	16							19					
42	201	長崎市				4	1	1	1		1	3	1	2			1	長崎市地域防災計画 ・第3章第1節別表3「災害警戒本部分掌事務」内、班名「厚生相談班」、分掌事務「(1) 災害に関する市民相談の受付及び処理に関すること。」 ・第3章第1節別表5「災害対策本部分掌事務」内、班名「厚生相談班」、分掌事務「(1) 災害申慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害復旧資金の貸付に関すること。」 (2) 災害見舞金に関すること。 (3) 災害に関する市民相談の受付及び処理に関すること。 (4) 災害に関する市民相談について地域センターとの連絡・調整に関すること。 (5) 男女共同参画の視点からの災害対応に関すること。」	
42	202	佐世保市				4	4	3			3		3	4			1	佐世保市地域防災計画 避難所運営方針決定に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。 (第3篇 災害対応策計画 第1章 風水害の一般災害応急対策計画 第4節 避難計画)	
42	203	島原市				4	4	3			3		3	4			1	島原市地域防災計画(第3章第10節第6指定避難所の運営) 5 居住区域の割り振りや班長の選出 指定避難所派遣職員は、町内会自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。 6 指定避難所の自主運営体制の確立 指定避難所生活が長期化する時は、町内会自治会代表者、自主防災組織、住民等は、指定避難所派遣職員等と連携し、指定避難所運営組織を設立するとともに、指定避難所運営組織の班長(男女で構成)を選出し、班長の下で、主に次の事項について指定避難所を運営する。運営においては、企画の段階から女性の参画を推進し、女性の意見を反映する。	
42	204	諫早市				4	4	3			3		3	4			2	大村市地域防災計画	
42	205	大村市				4	4	3			3		3	4			1	・ボランティアセンター開設に関すること。 ・ボランティアの受入・配置に関すること。	
42	207	平戸市				4	4	3			3		3	4			2		
42	208	松浦市				4	4	3			3		3	4			2		
42	209	対馬市				4	4	3			3		3	4			2		
42	210	壱岐市				4	4	3			3		3	4			2		
42	211	五島市				4	4	1	1		2	3	2	4			2	五島市議会議員政治倫理条例 第4条第2項 議員、はセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の被害に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は人格若しくは尊厳を害する行為をしてはならない。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント防止に関する規定がある倫理規程 2. ハラスメント防止に関する規定がある倫理規程 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
42	212	西海市	4	4	3				3		3	4	1	西海市地域防災計画 5 避難所の設置(中略) (2) 避難所の運営(中略) オ 避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行なう。 運営にあたっては男女共同参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。	
42	213	雲仙市	4	4	3				3		3	4	2		
42	214	南島原市	4	4	1	1		南島原市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4)市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。	3		3	2	2		
42	307	長与町	4	2	3				1		1	3	4	2	
42	308	時津町	4	2	3				1		1	3	4	2	
42	321	東彼杵町	4	4	3				3		3	4	2		
42	322	川棚町	4	2	2				2		2	4	2		
42	323	波佐見町	4	4	3				1		3	3	4	1	波佐見町防災計画-風水害等災害応急対策編- 避難所運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育てニーズに配慮した運営管理に努める。
42	383	小徳賀町	4	4	2				2		2	2	4	2	正副議長が率先して、県が主催する研修会等に参加している。
42	391	佐々町	4	3	3				3		3	4	2		
42	411	新上五島町	4	4	3				3		3	4	2		